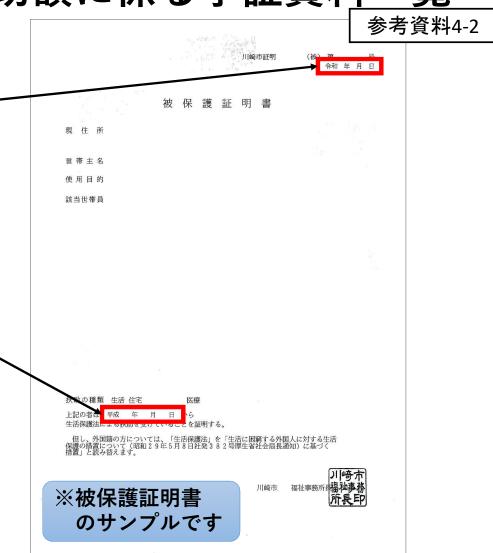
◆被保護世帯の児童

① 現年度発行であるか →右上を確認

② 利用料免除開始日が 「生活保護法による扶助 開始日」に適合するか →左下を確認

※年度内有効として取り扱う

=状況が変わらない限り、 四半期ごとに取得し直す 必要はない



- ◆市民税非課税世帯の児童①
- ① 提出すべき年度の ものであるか →左上を確認
  - ※第1四半期は前年度第2四半期以降は現年度
- ② 川崎市の発行であるか →右下を確認
  - ※川崎市でない場合は 口頭で住所を確認
- ③ 扶養人数を確認 →左下を確認
  - ※16歳未満の人数が 父・母ともに0になっていないか
- ④ 原則父・母の2人分の 提出があるか
- ※2人分の提出がない場合も含め 注意点については次ページ以降を参照



※年度内有効として取り扱う

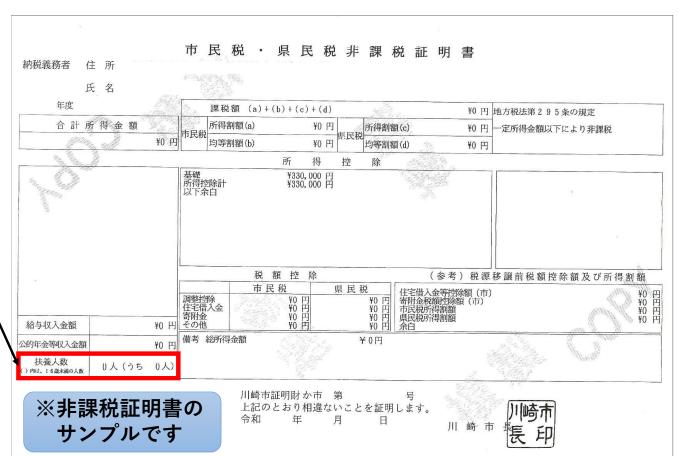
=状況が変わらない限り、四半期ごとに取得し直す必要はない

◆市民税非課税世帯の児童②

# 16歳未満の扶養人数が 父・母ともに0の場合

※ひとり親世帯ではそのひとり親の 非課税証明書の16歳未満の扶養人数が0

祖父母等の扶養に入っている 可能性があるため、その旨を 保護者へ確認し、必要に応じ て祖父母等の非課税証明書を 求める



◆市民税非課税世帯の児童③

#### 備考に

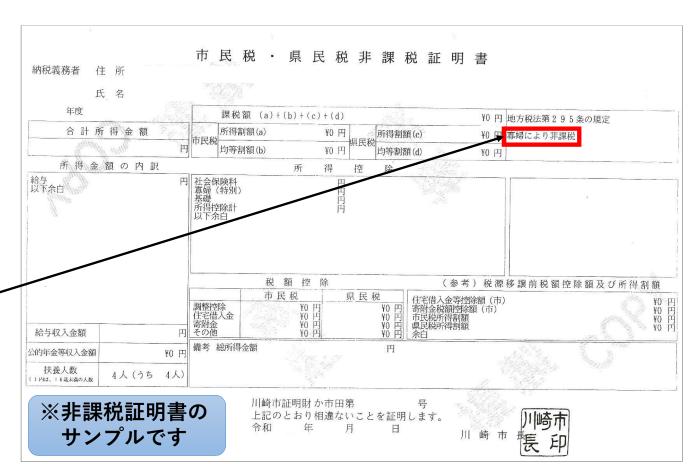
- | ○○(祖父母・父等の氏名)**の** 扶養親族です」と 記載があった場合
- (祖父母・父等の氏名) の 非課税証明書の提出が必要



◆市民税非課税世帯の児童④

父あるいは母のみの 提出があった場合

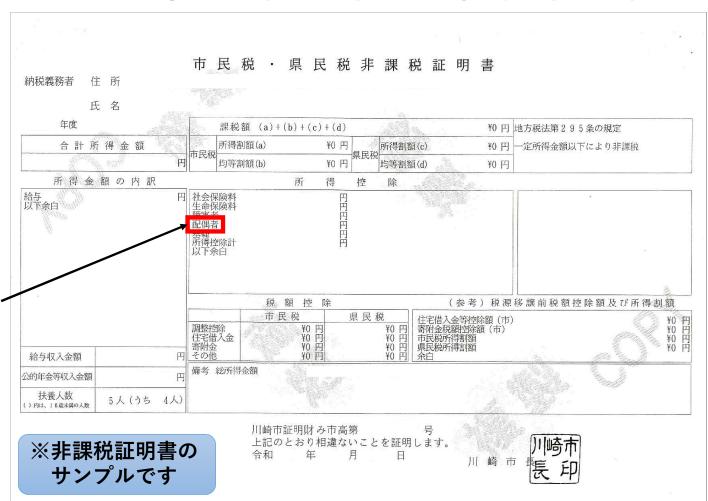
「寡婦(寡夫)により非課税」 と記載があれば 1人分の提出でOK



◆市民税非課税世帯の児童⑤

父あるいは母のみの 提出があった場合

所得控除の欄に 「配偶者」と記載があれば 1人分の提出でOK

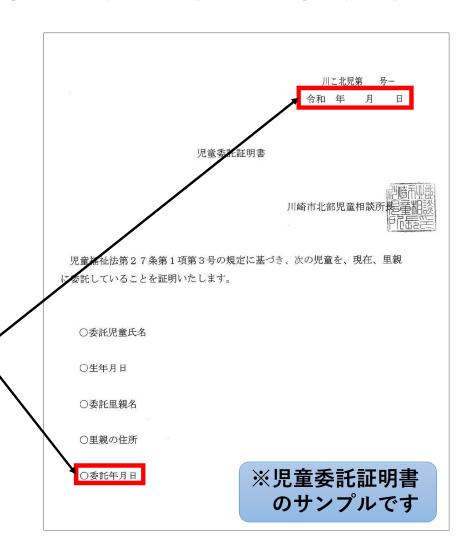


◆里親に委託されている児童

① 施設が里親から コピーをもらい提出

② 委託年月日と同日以降の 利用であるか

※発行年月日は 現年度でなくても可



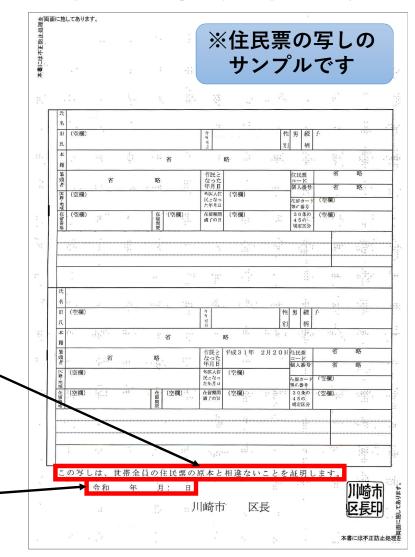
◆児童扶養手当受給世帯

児 童 扶 養 手 当 証 書	<ul> <li>二 書番号 第 号</li> <li>受給者氏名</li> <li>生年月日</li> <li>手当月額</li> </ul>	支払金融機関
※児童扶養手当証書 のサンプルです	支給対象児童数 支給開始年月	住所
	上記のとおり児童扶養手当法によって支給します。 ただし、支給停止を受けているときは、その期間、支給停止額を 控除した金額を支給します。	(会和 年 月 月 変更)
川 崎 市 長 有 効 期 限 令和 年 月 日	令和 年 月 日 <b>川崎市</b> 川崎市長 福田 紀華 <b>長 印</b>	記事

- ※手当の受給が確認できる通知でも代用可
- ※有効期限は10月末に設定されているため、 第3四半期は、現年度10月末期限の証書と 翌年度10月末期限の証書が必要となるので 注意が必要

利用日が有効期間内に 含まれているか →左下を確認

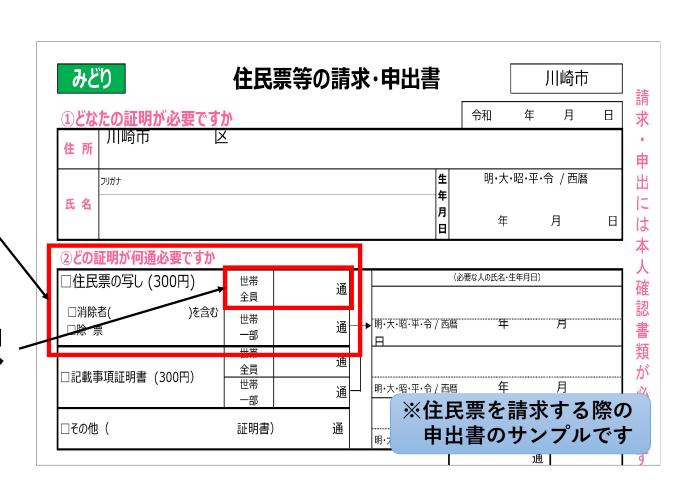
- ◆きょうだい減免・多胎児①
- ※年度内有効として取り扱う
  - =状況が変わらない限り、 四半期ごとに取得し直す 必要はない
- ① 「世帯全員の住民票の原本と 相違ないことを証明します」 と記載があるか
  - → (最終頁の)最下部を確認
- ② 現年度発行であるか→(最終頁の)最下部を確認



◆きょうだい減免・多胎児②

世帯全員の記載がある 住民票の取得は この中の

「世帯全員」を選択



◆きょうだい減免・多胎児③

認可保育所等に現年度在籍・利用していることが分かる書類

例:施設の名称・園児の氏名が載っている連絡帳や施設からの配布物など

(必ず、現年度発行のものとしてください)

一時保育事業を現年度、利用していることが分かる書類

例:利用日の領収書、予約表など

※「一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧・別表」も併せてご参照ください。

認可保育所等		
認可保育所	医療型児童発達支援	
認定こども園	企業主導型保育事業の通常保育	
地域型保育事業	幼稚園	
特別支援学校幼稚部	川崎認定保育園	
児童心理治療施設	年度限定型保育事業	
児童発達支援	おなかま保育室	
※一時保育事業は対象児童と同日に利用する場合に限る		

#### ◆年収360万未満世帯

#### -川崎市の場合

税源移譲前の市民税所得割額について、

生計を共にする父・母又は祖父 母等を含み、世帯としての合算 が、77,101円未満※か確認

※配当控除、住宅借入金等特別 税額控除、市町村等に対する寄 付金税額控除等がある場合は、 控除適用前の額



- ◆年収360万未満世帯
- •横浜市の場合

税額控除が記載された課税証明書が 必要です。(「税額控除ありの証明書」 を窓口で申し出て取得していただいてく ださい。控除額がない場合は、控除額 が0円であることが記載された証明書が 発行されます。)

税源移譲前の 市民税所得割額について、 生計を共にする父・母又は祖父母など を含み、世帯としての合算が、77,101円 未満※か確認

※配当控除、住宅借入金等特別税額 控除、市町村等に対する寄付金税額控 除等がある場合は、控除適用前の額



#### ◆年収360万未満世帯

#### •東京都の場合

区民税所得割について、 生計を共にする父・母又は 祖父母などを含み、世帯と しての合算が、77,101円未 満※か確認

※配当控除、住宅借入金等 特別税額控除、市町村等に 対する寄付金税額控除等 がある場合は、控除適用前 の額

